

8 消安第3264号
令和8年8月31日

各都道府県畜産主務部長（別記） 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集の一部改正について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

豚熱発生時の防疫措置については、本年5月19日付で家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号）（以下「改正法」という。）により、選択的殺処分が導入され、全国や地域ブロックごとに開催した説明会等を通じて、丁寧に現場への周知に努めてきたところです。これまでに寄せられた質問や豚熱国内105例目の発生事例とともに、改正法に基づき、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修の実施が位置づけられることを踏まえ、本日付けで、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部を改正したところです。

これに伴い、標記一問一答集についても、別紙のとおり一部改正いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

別記

北海道農政部長
青森県農林水産部長
岩手県農林水産部長
宮城県農政部長
秋田県農林水産部長
山形県農林水産部長
福島県農林水産部長
茨城県農林水産部長
栃木県農政部長
群馬県農政部長
埼玉県農林部長
千葉県農林水産部長
東京都産業労働局長
神奈川県環境農政局長
新潟県農林水産部長
富山県農林水産部長
石川県農林水産部長
福井県農林水産部長
山梨県農政部長
長野県農政部長
岐阜県農政部長
静岡県経済産業部長
愛知県農林水産局長
三重県農林水産部長
滋賀県農政水産部長
京都府農林水産部長
大阪府環境農林水産部長
兵庫県農林水産部長
奈良県食農部長
和歌山県農林水産部長
鳥取県農林水産部長
島根県農林水産部長
岡山県農林水産部長
広島県農林水産局長
山口県農林水産部長
徳島県農林水産部長
香川県農政水産部長
愛媛県農林水産部長
高知県農業振興部長
福岡県農林水産部長
佐賀県農林水産部長
長崎県農林部長
熊本県農林水産部長
大分県農林水産部長
宮崎県農政水産部長
鹿児島農政部長
沖縄県農林水産部長